

# 山田町町営建設工事監督規程

昭和60年3月30日訓令第4号

改正

平成19年3月30日訓令第6号

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めがあるもののほか、請負による町営の建設工事(以下「工事」という。)の監督に関し必要な事項を定めるものとする。

(監督)

第2条 工事の監督は、工事ごとに当該工事の契約担当者から監督を命ぜられた職員(以下「監督職員」という。)が行う。

2 監督職員は、工事に関する設計書、仕様書及び図面(以下「契約図書」という。)により、確実に工事を完成するよう指導監督を行わなければならない。

(工事着手前の措置)

第3条 監督職員は、工事請負人から工事工程表が提出されたときは、契約図書に基づき当該工事請負人と詳細な打合せを行い、契約担当者の承認を得てから工事に着手させなければならない。

(丁張又は遣方の設置)

第4条 監督職員は、丁張又は遣方の設置に立ち会わなければならない。監督職員の都合によりその設置に立会いをしないときは、後日検査を行つた後でなければ、当該部分の工事に着手させてはならない。

(測量杭、丁張、遣方の保存)

第5条 中心杭及び基準杭を移設するときは、監督職員が自ら行うものとし、重要な丁張、遣方及び測量杭は工事中適当な保護を加え、工事の完成検査が終わるまで保存させなければならない。

(記録)

第6条 監督職員は、工事の作業実績を把握し、工事工程表に対比してその進ちよく状況を明らかにし、作業種別、就労人員、使用工事資材、指示事項その他技術上必要な事項を監督日誌(様式第1号)により整理しなければならない。

2 水中又は地下に埋設する工事及び完成後外面から明視することができない工事で、その主要なものについては、前項のほか写真により工

事の経過、使用工事資材、その他工事の完成検査の際参考となる事項を記録しておかなければならない。

3 請負額1件100万円以下の工事に係る備付け帳簿は、第1項の規定にかかわらず請負人から徴した作業日報をもつて代えることができる。

(工事実施不可能の処置)

第7条 監督職員は、契約図書のとおりに工事を施行することが困難又は不可能と認めるときは、詳細に調査をして契約担当者に報告し、その指示を受けなければならない。

(契約図書の不符合等の場合の処置)

第8条 監督職員は、契約図書に明示されていないもの、契約が図書の記録事項に符合しないもの及び記載事項に疑義のあるものについては契約担当者に報告し、その指示を受けなければならない。

(不適格者を発見した場合の処置)

第9条 監督職員は、工事請負人の現場代理人、主任技術者、使用人又は労務者について、工事施行について著しく不適格と認める者がある場合は、その理由及び意見を付して契約担当者に報告しなければならない。

(契約不履行の場合の処置)

第10条 監督職員は、請負人が次の各号の一に該当するときは、速やかに事情を調査して、契約担当者に報告しなければならない。

- (1) 正当な理由がなく着手時期を経過しても工事に着手しないとき、又は工事工程表と対照して工事の進ちよくが著しく遅延したとき。
- (2) 契約担当者の承認を得ないで、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、若しくは請負させたとき。

(工事期間の変動等の場合の処置)

第11条 監督職員は、次の各号の一に該当するときは、事情を契約担当者に報告し、その指示を受けなければならない。

- (1) 不可抗力により契約期間内に工事が完成しないと認めるとき。
- (2) 工事を計画どおり進行させることにより、不都合が生ずると認めるとき。
- (3) 工事請負人から、工事期間の変更又は工事中止の願出があつたとき。

(工事用資材の検査)

第12条 監督職員は、次により工事用資材の検査を実施しなければならない。

(1) 契約図書に明記されているものについては、当該契約図書に基づき、工事請負人立会いのうえ実施すること。

(2) 契約図書に明記されていないもの及び記載されていても疑義のあるものについては、契約担当者の指示を受けて実施すること。

2 前項の検査に合格しない資材については、合格した資材から区分して、速やかに現場外に搬出させなければならない。

( 限界の認定 )

第 1 3 条 監督職員は、岩盤切取りその他施行限界の判定をしがたい場合は、契約担当者の指示を受けなければならない。

( 事故報告及び臨機の措置 )

第 1 4 条 監督職員は、工事に関し災害その他の事故が生じたときは、契約担当者に報告し、その指示を受けなければならない。ただし、その指示を受けるいとまがないときは、直ちに臨機の措置をとるとともに、そのてん末を契約担当者に報告しなければならない。

附 則

この訓令は、昭和 6 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 ( 平成 1 9 年 3 月 3 0 日訓令第 6 号 )

この訓令は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号 ( 第 6 条関係 )

監 督 日 誌				総括監督員 課 長	主任監督員 係 長	督 監 員		
工事名								
年 月 日		曜日	天候	気温				
作 業 内 容	施行場所	工 種	作 業 種 別		附 記			
状 況	工事進ちよく							
就 労 人 員	職 種	性別	人 員	使用 工事 資材	資 材 名	規 格	員数	備 考
指 示 事 項	----- -----							
打 合 せ 事 項	----- -----							
備 考								